



# 鳥取県公報

平成16年7月20日(火)  
第7604号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	生活保護法による介護機関の指定 (528) (福祉保健課) .....	1
	結核予防法による医療機関の指定 (529) (健康対策課) .....	2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (530) ( " ) .....	2
	ウスイロヒョウモンモドキ保護管理事業計画の認定 (531) (環境政策課) .....	2
	アカヒレタビラ保護管理事業計画の認定 (532) ( " ) .....	2
	コガタノゲンゴロウ保護管理事業計画の認定 (533) ( " ) .....	3
	種畜証明書の書換え交付 (534) (畜産課) .....	3
	都市計画法第66条による告示 (535) (都市計画課) .....	3
	河川法に基づく河川区域内の船舶又は船舶の係留施設の撤去 (536) (河川課) .....	4
<b>選管告示</b>	選挙管理委員会の招集 (53) .....	4
<b>公 告</b>	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者への公示による通知 (森林保全課) .....	5
	平成16年度鳥取県職員採用試験 (資格免許職 (理学療法士)) の実施 (人事委員会事務局任用課) .....	5
<b>調達公告</b>	公募型指名競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) .....	8

## 告 示

### 鳥取県告示第528号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年7月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指 定 年月日
医療法人三好医院	倉吉市河原町1809	医療法人三好医院	倉吉市河原町1809	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	平成16年 7月13日
株式会社ソルヘム	東伯郡東伯町大字	グループホームひ	西伯郡中山町塩津	痴呆対応型共生	"

徳万70 - 1	なたぼっこ	763 - 2	活介護
----------	-------	---------	-----

**鳥取県告示第529号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年7月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	指定年月日
医療法人 石田医院	気高郡青谷町大字青谷4032 - 19	平成16年7月1日

**鳥取県告示第530号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年7月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	辞退年月日
石田医院	気高郡青谷町大字青谷4032 - 19	平成16年6月30日

**鳥取県告示第531号**

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づきウスイロヒョウモンモドキ保護管理事業計画を認定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年7月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 住所 鳥取市東町二丁目124
- 2 氏名 鳥取自然保護の会 会長 清末 忠人
- 3 保護管理事業の内容
  - (1) 生息状況、生息環境等に関する継続的な調査の実施
  - (2) 保護活動の必要性等に関する地元住民等への普及啓発の実施
- 4 認定年月日 平成16年7月12日

**鳥取県告示第532号**

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づきアカヒレタビラ保護管理事業計画を認定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年 7月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 住所 米子市博労町三丁目50 - 6
- 2 氏名 アカヒレタビラ保護の会 代表 二宮 健
- 3 保護管理事業の内容  
(1) 生息水域の定期的な生息状況、生息環境等の継続的な調査の実施  
(2) 生息地及びその周辺地域における地域住民等への普及啓発の実施
- 4 認定年月日 平成16年 7月12日

**鳥取県告示第533号**

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づきコガタノゲンゴロウ保護管理事業計画を認定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年 7月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 住所 倉吉市新町二丁目2403 - 1
- 2 氏名 鳥取昆虫同好会倉吉支部長 國本 洸紀
- 3 保護管理事業の内容  
生息実態、生息環境等に関する調査の実施
- 4 認定年月日 平成16年 7月12日

**鳥取県告示第534号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書書の書換え交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 7月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明書番号	変更事由	変 更 後	変 更 前
平16鳥取県 1 第17号	種畜の名称の変更	隼福鶴	隼鶴1402
平16鳥取県 1 第18号	"	福安照	福朝1405

**鳥取県告示第535号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 7月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画道路事業 3・5・3号美萩野覚寺線

## 2 施行者の名称

鳥取県

## 3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

鳥取市松並町一丁目、松並町二丁目及び田園町四丁目地内

## (2) 使用の部分

鳥取市松並町一丁目及び松並町二丁目地内

**鳥取県告示第536号**

河川法（昭和39年法律第167号）第24条又は第26条第1項の規定に違反して、許可なく次の河川区域内に係留し、又は設置している船舶又は船舶の係留施設の撤去について、同法第75条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年7月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 船舶若しくは船舶の係留施設の所有者又は賃貸借その他により当該物件を使用する権利を取得した者は、平成16年8月19日までに当該物件を一級河川千代川水系湖山川及び一級河川千代川水系大井手川の河川区域内から撤去すること。

船舶に係留し、又は船舶の係留施設を設置している場所

## (1) 一級河川千代川水系湖山川

ア 船舶の係留 鳥取市賀露町北一丁目1094 - 1 地先

イ 船舶の係留施設の設置 鳥取市賀露町北一丁目1094 - 1 地先

## (2) 一級河川千代川水系大井手川

ア 船舶の係留 鳥取市賀露町北川淵609 - 3

イ 船舶の係留施設の設置 鳥取市賀露町北川淵609 - 3

- 2 期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県知事が撤去し、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により、1の撤去をしなかった者の負担とする。

---

**選挙管理委員会告示**

---

**鳥取県選挙管理委員会告示第53号**

平成16年第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年7月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成16年7月23日（金） 午後1時40分  
2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室  
3 議題

- (1) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙について
- (2) その他

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人はいつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年7月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成16年7月2日付鳥取県告示第494号）の内容  
(告示の内容)
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる場所
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件  
次のとおりとする。

池本 光治	日野郡日南町笠木字小笹奥3097の1
山浦 繁利	"
池田 謙逸	日野郡日南町笠木字平田山3109
山浦 武治	日野郡日南町笠木字榎林3112の1
山脇 寿治	"
木下 千城	"
藤原 八重子	"
池田 謙逸	日野郡日南町笠木字尻無3177

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成17年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成16年7月20日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

## 1 試験の名称

平成16年度鳥取県職員採用試験（資格免許職（理学療法士））

## 2 採用予定者数

1名程度

## 3 対象となる職

知事の事務部局等に勤務する医療職給料表(2)1級相当程度の職員の職

## 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額165,500円のほか諸手当が支給される。

なお、平成17年3月31日までに採用された者には、原則として給料月額158,880円（雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額）のほか諸手当が支給される。

## 5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 昭和44年4月2日以降に生まれた者であること。

(2) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定による理学療法士に係る免許を受けた者又は平成17年5月31日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成17年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

## 6 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

## (2) 試験の期日

平成16年9月26日（日）

## (3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部記念講堂及び1号館 米子市西町86

## 7 第2次試験

## (1) 試験種目

作文試験、面接試験及び適性検査

## (2) 試験の期日

平成16年10月25日（月）及び同月26日（火）

## (3) 試験の場所

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

## 8 合格者の発表

## (1) 第1次試験合格者

平成16年10月12日（火）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

## （2）最終合格者

平成16年11月11日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

## 9 採用の方法

（1）最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

（2）採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成17年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、平成17年5月31日までに5の(2)に定める理学療法士に係る免許を受けることができなければ、この試験に合格しても採用されない。

## 10 受験手続

### （1）受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

### （2）受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

### （3）受付期間及び受付時間

#### ア 受付期間

平成16年8月12日（木）から同月27日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成16年8月27日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

#### イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

## 11 その他

（1）受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553）に行うこと。

（2）受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

（3）試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年7月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事概要

(1) 工事名 県立白兔養護学校高等部棟新築工事 (建築)

(2) 工事場所 鳥取市伏野

(3) 工事内容

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工により、県立白兔養護学校の高等部棟を新築するものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の県立白兔養護学校高等部棟新築工事 (電気設備)、県立白兔養護学校高等部棟新築工事 (機械設備) 及び県立白兔養護学校高等部棟新築工事 (昇降機設備) と協調を図り実施するものとする。

(4) 工事の詳細

高等部棟 鉄筋コンクリート造3階建 新築

建築面積 1,178.83平方メートル

延床面積 3,318.09平方メートル

渡り廊下 鉄骨造2階建 新築

建築面積 105.58平方メートル

(5) 工 期 平成16年10月から平成17年10月31日まで

(6) 予定価格 598,232,250円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建築工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

エ 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成15年鳥取県告示第442号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) (以下「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

オ 平成16年7月20日（火）から同月30日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 平成16年4月1日（木）から同年7月30日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

キ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格告示による資格決定通知書に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,080点以上であること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の監理技術者としてその施工期間中専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 技術資料等の提出ができる者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日以前の3月前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(イ) 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許を有する者であること。

(エ) 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延床面積が1,500平方メートル以上の建築物の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年7月20日（火）から同月30日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/kyouikuiinkai/mitooshi.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年7月20日（火）から同月30日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県教育委員会事務局教育環境課（鳥取県庁第2庁舎5階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県教育委員会事務局教育環境課（電話番号0857 - 26 - 7933）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)のイの監理技術者に加え、2の(3)のイの(ア)及び(ウ)に掲げる基準を満たす者を専任で配置することを求める。
- (9) 技術資料等を提出する者が1者のみの場合は、当該入札は中止することとする。